

佐賀県告示第二百五十二号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字三河内字本森乙八三六、乙八四四、乙八四七、乙八四九、乙八五〇、乙八五四の一五、乙八五四の一六、乙八五五の一、乙八五五の二、字古湯甲四二〇九の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林予定森林の所在場所

藤津郡太良町大字伊福字木庭甲一〇三八の一、甲一〇三八の二八、甲一〇三八の三二、字矢答甲一〇五〇の一、甲一〇五〇の三九、甲一〇七八の一、甲一〇八の二一、甲一〇八の五三、甲一〇八の五六、字木庭

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市

町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 保安林予定森林の所在場所

武雄市東川登町大字永野字菅牟田九六五の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市

町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課

及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）